

公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルの概要

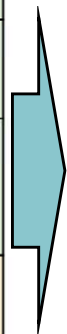
【概要】

- 平成30年5月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等が、バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成、提出及び公表並びに取組状況等の報告及び公表を行う制度が創設された。
- 平成31年4月1日に当該制度が施行されるにあたり、国土交通省では、公共交通事業者等が策定する当該計画の内容の充実を図り、取組の強化を促進するため、計画策定に必要な項目・留意点・好事例等をまとめた「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル」を作成した。

【公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルの構成】

- 有識者・障害当事者団体・公共交通事業者団体等が参画した「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定検討委員会」にて、以下のとおり計画策定等に必要な項目をまとめ、マニュアルを作成した。

計画策定・報告・公表に必要な項目・留意点・好事例等	
ハード・ソフト取組計画の位置づけ	計画の必要性
	マニュアルの使い方
	計画の法制度上の位置づけ
実行性の高い計画の作成・推進方策	作成する計画の内容
	作成の作り方・進め方
	作成・推進に当たっての留意すべき事項
効果的・効率的なバリアフリー対策の工夫	計画作成にあたり参考となる考え方
計画の提出や実施状況の報告等の方法	計画の提出、公表方法
	実施状況の報告、公表方法



マニュアルの構成	
0 はじめに	
1 本マニュアルの概要	
2 ハード・ソフト取組計画の位置づけ	
3 ハード・ソフト取組計画の作成	3.1 計画の作成主体
	3.2 計画書に記載すべき事項
	3.3 計画の作成・推進体制
	3.4 計画の作成・推進の流れ
	3.5 ハード・ソフト一体となったバリアフリー対策の考え方
	3.6 計画の記載内容と作成方法
4 ハード対策・ソフト対策の取組事例	4.1 ハード整備（旅客施設及び車両等）
	4.2 旅客支援
	4.3 情報提供
	4.4 教育訓練
	4.5 併せて講ずべき措置
5 ハード・ソフト取組計画の提出・公表	
6 措置の実施状況等の報告・公表	